

高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域が主体となって実施する研修会等の取組を支援することにより、産業振興の取組を牽引する意欲ある担い手を育成し、もって地域での新たな挑戦を促すことを目的として、次条に規定する補助対象事業の経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条の補助目的に沿った次に掲げる事業であって、知事が別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 産業振興に関する任意のテーマで開催する研修事業（以下「研修事業」という。）
- (2) 研修事業の事業効果を高めるために必要な視察研修事業（以下「視察事業」という。）

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）
- (2) 商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、第三セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人又は観光協会等一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体（以下「地域団体」という。）

(事業実施主体)

第5条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村等
- (2) 地域団体
- (3) 共同体、協議会又はグループ等の任意団体（以下「任意団体」という。）

2 前項第3号に規定する事業実施主体への補助は、同項第1号に掲げる補助事業者を通じた間接補助とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第6条 補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 1補助事業当たりの補助限度額は、100万円とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第9条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。市町村等が、第5条第3号に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業者及び事業実施主体は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助事業の重要な変更)

第10条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の研修テーマの変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止

- (4) 補助事業の完了年月日の延期
- (5) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (6) 事業区分の配分の20パーセントを超える変更

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合には、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告による当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額)を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

4 知事は、第1項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれを付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条第4項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第13条 知事は、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(事業成果のフォローアップ)

第14条 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年間事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

2 知事は、必要に応じ、補助事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者及び事業実施主体は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 号、第 11 条第 3 項、第 13 条、第 14 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

| 事業区分 | 補助対象経費 | | 補助率 |
|--------|------------|---|--|
| | 経費区分 | 内 訳 | |
| 1 研修事業 | (1) 委託料 | 補助事業の一部を委託する経費 | 4分の3以内 (ただし、市町村等が事業実施主体となる場合は、3分の2以内) |
| | (2) 事務費 | 研修のために必要な経費であって、次に掲げるもの（2の視察事業のうち、講師等の謝金及び旅費交通費並びに会場使用料を含む。）。 | |
| | ア 報償費 | 講師等の謝金 | |
| | イ 旅費 | 講師等の旅費交通費 | |
| | ウ 需用費 | 消耗品費、印刷製本費及び図書購入費 | |
| | エ 役務費 | 通信運搬費 | |
| | オ 使用料及び賃借料 | 会場使用料及び通信機器借上料 | |
| | カ その他 | アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認めたもの。 | |
| 2 視察事業 | 事務費 | 視察研修のために必要な経費であって、次に掲げるもの。ただし、補助対象経費の総額の4分の1を超えない額を限度とする。 | 2分の1以内 |
| | ア 旅費 | 研修参加者及び事業実施主体の職員等の旅費交通費 | |
| | イ 需用費 | 燃料費 | |
| | ウ 使用料及び賃借料 | 自動車借上料及び有料道路通行料 | |
| | エ その他 | アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認めたもの。 | |

(注) 補助の対象とならない経費は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体の人件費
- 2 研修参加者及び事業実施主体の職員等の旅費交通費及び日当（視察事業に要する旅費交通費を除く。）
- 3 食糧費
- 4 補助事業の全部を第三者に委託する経費
- 5 視察研修に係る施設入場料金及び体験等料金
- 6 備品購入費
- 7 公課費
- 8 1から7までに掲げるもののほか、補助することが適当であると認められない経費

別表第2（第8条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。